

「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」募集要綱

1. 趣 旨 平成29年台風第21号によって被害を受けられた被災者を支援するため、「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」を募集する。
2. 義援金の名称 和歌山県平成29年台風第21号災害義援金
3. 受付期間 平成29年11月2日から平成30年1月31日まで
4. 義援金の拠出先 集まった義援金については、和歌山県が施行した「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」募集要綱に基づき和歌山県が開設する義援金受入口座（口座名義「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」）に拠出する。
5. 実施主体 すさみ町
6. 現金受付窓口 役場本庁、江住支所、佐本出張所及び社会福祉協議会
7. 義援金の課税上の取り扱い
この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当する。
なお、税の軽減を受けるためには、義援金の領収書の添付など所定の手続きが必要となる。
8. 受領証明書の発行
義援金の寄付者が受領証明書の発行を希望する場合は、すさみ町長名による受領証明書を発行する。
※ 受領証明書の発行を希望される場合は、役場住民生活課（電話 0739-55-4804）へ申し出て下さい。

附則

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。